

船舶事故調査報告書

令和2年12月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和2年6月29日 06時15分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港第1区（ ^{とんだ} 富田航路第14号灯浮標） 徳山下松港東ソーセメント1号棧橋灯台から真方位135°740m付近 （概位 北緯34°03.1′ 東経131°46.1′）
事故の概要	交通船第一日進丸は、西南西進中、灯浮標に衝突した。 第一日進丸は、左舷船首部外板に亀裂を生じ、また、灯浮標は、上部鏡板等に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和2年7月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	交通船 第一日進丸、5トン未満 291-18905山口、黒髪石材株式会社（A社） 9.40m（Lr）×2.15m×0.87m、FRP ディーゼル機関、147kW、昭和57年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 49歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年8月2日 免許証交付日 平成30年7月31日 （令和5年8月1日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に亀裂 灯浮標 上部鏡板及び吊環に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約0.8m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が発航前点検を行った後に1人で乗り組み、作業員5人を乗せ、令和2年6月29日06時05分ごろ山口県周南市黒髪島北西岸の作業場に向け、徳山下松港第1区の船溜まりを出航した。 本船は、船長が操縦席に腰を掛け、富田航路第16号灯浮標を左舷方に見て並んだ頃、船首を富田航路第14号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に向け、約13ノットの対地速力で、手動操舵により

西南西進した。

船長は、運航記録兼点検簿が未記入であることに気づき、周囲に航行の支障となる他船がいなかったため、いつものように小角度の右舵を取り、船首を本件灯浮標の右方15m付近に向け、舵を中央に戻したつもりで操舵輪から手を離し、顔を下方に向けた状態で同点検簿の記入を始めた。

本船は、僅かに左転しながら航行を続け、船長が、運航記録兼点検簿の記入を終え、顔を上げて前方を見たところ、目前に本件灯浮標を視認し、急いで右舵を取ったものの、06時15分ごろ本件灯浮標に衝突した。(図1参照)

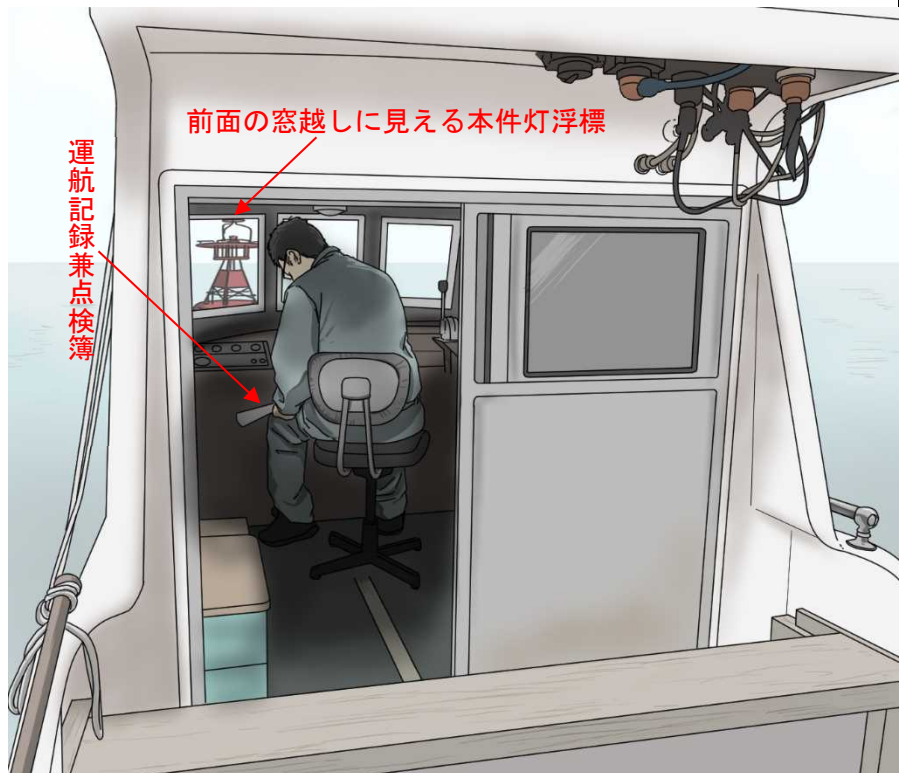


図1 顔を下方に向けた状態で運航記録兼点検簿の記入をする船長
(イメージ)

船長は、主機を中立運転として停船し、作業員のけがの有無及び本船の損傷の有無を確認したところ、負傷者はおらず、航行に支障がないと判断して航行を再開した。

船長は、黒髪島に到着後、携帯電話でA社担当者に本事故発生との連絡を行った。

A社担当者は、海上保安庁に本事故発生との通報を行った。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

船長は、本船の船長の経験が約7年あり、本事故時、風潮流の影響もなく、これまでの経験から操舵輪から手を離しても舵を中央にした状態で本船が直進すると思っており、舵を中央に戻して直進させていたつもりが、小角度の左舵を取った状態になっていたのではないかと

	<p>本事故後に思った。</p> <p>船長は、ふだんは出航の約10分前までに本船に赴いていたが、本事故当日の朝、自宅を出る時間がいつもより遅れ、出航の約5分前に船溜まりに到着した。</p> <p>船長は、船溜まりに到着した際、本船の出航を早くから来て待っている作業員を見て、早く運ばないといけないと思い、発航前点検を終えた後に急いで出航させており、気持ちが焦っていて、出航前に運航記録兼点検簿の記入をすることを忘れていた。</p> <p>船長は、航行中に運航記録兼点検簿が未記入であることに気付いて記入を始めたが、黒髪島に到着してから記入すれば良かったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、徳山下松港第1区を西南西進中、船長が、運航記録兼点検簿が未記入であることに気づき、右舵を取って船首を本件灯浮標の右方15m付近に向け、舵を中央に戻したつもりで操舵輪から手を離し、顔を下方に向けた状態で同点検簿を記入しながら航行を続けたことから、僅かに左転しながら本件灯浮標に向かい、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故時、風潮流の影響もなく、これまでの経験から操舵輪から手を離しても舵を中央にした状態で本船が直進すると思っていたことから、右舵を取って針路を本件灯浮標の右方15m付近に向けた後、舵を中央に戻して直進させていたつもりが、小角度の左舵を取った状態になっていたものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんは出航の約10分前までに本船に赴いていたが、本事故当日の朝、自宅を出る時間がいつもよりも遅れ、出航の約5分前に船溜まりに到着した際、本船の出航を待っている作業員を見て、早く運ばないといけないと思い、発航前点検を終えた後に急いで出航させたことから、気持ちが焦っていて、出航前に運航記録兼点検簿の記入を忘れていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、徳山下松港第1区を西南西進中、船長が、右舵を取って船首を本件灯浮標の右方15m付近に向け、舵を中央に戻したつもりで操舵輪から手を離し、顔を下方に向けた状態で運航記録兼点検簿を記入しながら航行を続けたため、僅かに左転しながら本件灯浮標に向かい、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、操舵輪から手を離すなどして顔を下方に向けた

	<p>状態で点検簿の記入作業等を行うことなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、ふだんの手順を踏んでから気持ちが落ち着いた状態で出航させること。
--	--

